

第12回・第13回：「私的自治」 後半

2006.01.26/02.08 佐藤 敬二

はじめに

- 1) 高橋先生の担当部分：基礎理論、佐藤の担当部分：現代的問題
- 2) 「私的自治」前半講義の内容確認 この知識から現代課題を考える
- 3) 「私的自治」後半講義の概要： は事例を丁寧に読む、 は検討する

\* 講義テーマ：サラ金の利息は支払わないといけないのか

1. 事例の概要：ローン特約事件

- 1) 新聞報道 [資料 1]
  - a. 朝日新聞 2006年1月14日付
  - b. 他の新聞の取り扱い  
読売新聞と日経新聞は社会面での簡単な報道  
毎日新聞は一面トップ
- 2) 社説 [資料 2]
  - a. 朝日新聞 2006年1月15日付
  - b. 他の新聞の取り扱い：社説はなし
- 3) 最高裁判所判決文 [資料 3]  
出典：裁判所ホームページ 「最近の主な最高裁判決」  
<http://www.courts.go.jp/>  
\* 法情報の収集については、私のWebPageを参照してください。  
<http://www.ritsumeai.ac.jp/~satokei/>

2. 消費者金融

\* 消費者金融はなぜもうかっているのでしょうか。

Q1 「消費者金融」で知っている会社にはどのようなものがありますか。皆さんがその会社を知ったのは、何を通じてですか。

「消費者金融」とキャッシング  
日本弁護士連合会は、消費者金融のCM規制を求めている

\* 利率  
[資料 4]

Q2 どのような形での「借金」があるでしょうか。思いつくものを挙げてください。

クレジットカードの利用も「借金」の一種  
クレジットカードのキャッシングは「消費者金融」の利率と同じ  
銀行からの借金と、消費者金融からの借金やクレジットの違い

\* 借金

Q3 50万円を借り、30%の利率であった場合に、「元本」と「利息」はいくらになりますか。

\* 元本  
と利息

実際の利率 cf. 銀行普通預金の利率(0.02%) 1250倍から1460倍

\* 訴訟  
[資料 5]

### 3. 消費者金融の利息をめぐる法制度

#### 1) 概観

消費者金融は、貸金業規制法上で刑罰が科せられる上限利率よりは低いが、利息制限法上の上限利率を越えた利息（いわゆる「グレーゾーン」）の支払いを求めている

利息制限法上の上限利率を越えた利息の支払い義務はないが、お金を借りた人は、法律を知らないため、実際には支払ってしまっている。

契約法の大原則より、法規定は任意規定であるから、当事者の任意の支払いは有効であるし、利息制限法上に有効である旨の明文規定もある。他方で、お金を借りた人を保護することが必要である。

法教育  
が必要

任意  
規定

利率 29.2%(貸金業規制法の上限)	50万円の借金なら、利息 14万6千円
グレーゾーン	5万6千円の支払い義務はない しかし、支払ってしまえば有効
利率 15~20%(利息制限法の上限)	50万円の借金なら、利息 9万円

#### 2) 利息制限法 (1877年 1954年)

1. 上限利率：15%~20% (借りた金額に応じて)

任意支払いの場合には返還請求できない

2. 最高裁判決

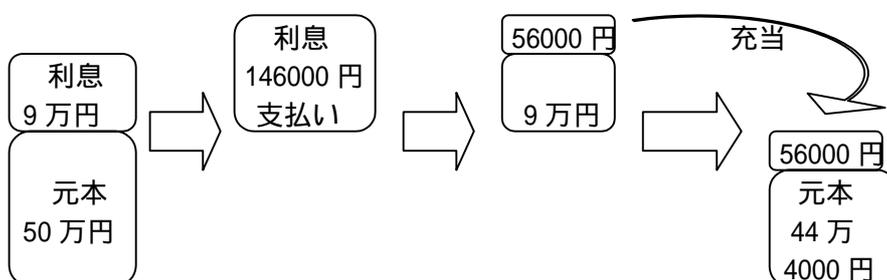
昭 39.11.18. 超過部分は無効であるので債務不存在、元本充当肯定

昭 43.11.13. 元本完済なら債務不存在を知らずに支払った金額返還

昭 44.11.25. 一括支払いでも、超過部分は返還請求できる

サラ金が社会問題化していた中で、借りた人の保護の役割を果たした

\*利息  
制限法



#### 3. 問題点

20%は諸外国と比べても高利、罰則規定がない

#### 3) 貸金業規制法 (1982年) \*「業者保護法」と批判される

1. 上限利率：29.2% (2000年以前は 40.004%) 刑罰

2. みなし弁済規定：利息制限法の規定にかかわらず有効な弁済とみなす上の最高裁判所の解釈を否定

3. 要件： 任意の支払い、書面交付の契約による支払い、受取証書

\*業法

必要  
条件

#### 4) 最高裁判決 (これまで)

平 2.1.22. 「任意の支払い」には制限超過を認識している必要はない

平 16.2.21. 書面に不備があれば過払い分の返還請求ができる

平 16.7.10. 受取証書の発行が遅れれば返還請求できる

\* 新たな法律規定のもとで、要件の成立は緩やかに認めるが、

・ について厳格に判断することで、骨抜きにしようとしていた。

\*最判  
要件  
要件  
要件

[資料6]

#### 4. 本判決と私的自治の意義

- 1) 本判決の意義
  1. 要件 について、厳格な解釈  
事実上の強制があれば「任意」ではない
  2. 要件 について、内閣府令を違憲と判断
- 2) 私的自治の意義

\*判決

\*私的  
自治

Q5

なぜ、支払ってしまえば有効とされるのでしょうか。

1. 「契約」： 約束、文書にする必要はない
2. 私的自治の原則  
近代社会を構成する基本原則  
人格の独立、 所有権絶対、 契約自由、 過失責任主義

#### 5. 是正方法

Q6

何か助ける手だてはないでしょうか。

- 1) 現行法
  1. 未成年者
  2. 錯誤・詐欺・強迫・公序良俗違反  
ただし、極端な場合のみ。理由：取引の安全を保護するため
  3. 強行法規違反
- 2) 是正方法
  - A説：自己責任
  - B説：私的自治の回復
    - B - 1 . 現行の法律を徹底
    - B - 2 . より強い規制  
cf. 最高裁判所判決  
日本弁護士連合会のCM規制主張
  - C説：利息制限法を越えた金利の禁止  
cf. 朝日新聞社説

民法  
5条  
90条等

A説  
B説

C説

約束を守らなければならないのは、倫理的な意味からだけではない。取引の安全を保護し、現在の社会を維持するために必要だからである。したがって、国や裁判所が約束を守ることを強制しているのである。また、約束内容を公正なものにする規制の根拠でもある。

#### 【参考文献】

宇都宮健児『消費者金融』（岩波新書、2002年）

## [ 自己点検 ] の提出

以下の a) から c) について、要点を端的に整理して述べなさい。

- a) 講義の論点
- b) 論点にかかわる法制度
- c) 論点についての諸見解

なお、講義に関する質問は、以下の項目の下に記載してください。

- d) 自由記述